

2025年1月度留学生説明会 卒業後の在留資格について

今回は、みなさんの卒業後の進路に応じた在留資格の変更または更新について説明します。卒業後に就職活動を継続するための在留資格についてなどが含まれますので、よく理解してください。

1. 卒業後の在留資格について

(1) 在学中に日本国内で就職が決まった場合

日本で就職する際には、「技術・人文知識・国際業務」など就労が可能な在留資格に変更する必要があります。出入国在留管理局では、就労を開始する前年の12月より（3月卒業の場合）変更申請を受け付けていますので、内定先企業に相談し、早めに手続きを行ってください。卒業見込み証明書が必要な方は、早めに教務課窓口まで申し込みましょう。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁 「在留資格変更許可申請」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



(2) 卒業後に帰国する場合

帰国の準備などのために、在留資格「留学」の期限が過ぎても日本にしばらく滞在しなければならない場合、すぐに「留学」から「短期滞在」など、適切な在留資格に変更してください。この場合、申請できる滞在期間は最長90日です。なお、大学を卒業した後は、「留学」の在留資格が残っていても、3か月が経過すると在留資格取消しの対象となりますので、速やかに帰国してください。

「短期滞在」の在留資格へ変更するには、出入国在留管理局へ行き、「在留資格変更許可申請」をしてください。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁 「在留資格変更許可申請」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



《帰国する際のその他手続き》

卒業後に帰国する場合は、その他次のような手続きが必要です。

○国民健康保険、国民年金の解約（居住地の市区町村役所）

国民健康保険は、居住する市区町村役所で解約し、保険証の返還、保険料の清算をしてください。国民年金に加入していた人は、脱退手続きをしてください。また、「マイナンバー通知カード」または「マイナンバーカード」は、交付された市区町村役所へ返還してください。

○その他解約手続き

住居契約の解約手続きを行ってください。また、電気・ガス・水道・携帯電話・インターネットなどの解約手続きを行い、料金を精算した上で銀行口座の解約も行ってください。

○ごみの出し方について

引っ越しで粗大ごみが出る場合、粗大ごみ処理券をコンビニ等で購入後、各自治体の指定日に出すなどのルールがあります。居住地域のごみの出し方をよく確認した上で処分しましょう。

【粗大ごみの出し方】

- ◆太宰府市 <https://www.city.dazaifu.lg.jp/soshiki/10/3112.html>
- ◆福岡市 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/kateigomi/life/katei-bunbetsu/sodaigomi.html>
- ◆筑紫野市 <https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/site/gomi/3027.html>

(3) 卒業後に日本で就職活動を継続する場合

「留学」の在留資格を持つ学生が、卒業後も継続して就職活動を行うことを目的として日本での在留を希望する場合、大学の推薦があれば、就職活動を行うための在留資格「特定活動」（在留期間 6 か月）への変更申請を行うことができ、認められた場合は更に 1 回の在留期間の更新（合計で最長 1 年）申請ができます。詳しくは下記を参照し、出入国在留管理局で申請手続きを行ってください。

- ◆出入国在留管理庁 「本邦の大学等を卒業した留学生が就職活動を行う場合」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html>



申請するには下記書類（大学発行）も必要です。

- ①直前まで在籍していた大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書

※在留資格期限が卒業式の直後に切れる場合は、卒業見込み証明書を準備し、仮手続きを済ませた後、卒業後に卒業証書の写しまたは卒業証明書を提出してください。

- ②直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての**推薦状**

本学では、申請者が次の全ての条件を満たすことを確認し、審査の上、推薦状を発行します。

○日本語能力試験 N1 または BJT ビジネス日本語能力テスト 480 点以上を取得していること。

（推薦状発行申請時に取得した資格の証明書コピーを提出すること。）

○在学中、CDC に進路カードを提出し面談を受けること。以降も CDC の呼び出しに応じること。

○在学中に進路登録で日本での就職の意思を明確にすること。

○在学中に継続して就職活動を行い、3 社以上の企業訪問を実施し、その都度 CDC に書面で報告を行っていること（じ後の提出は不可）

○在学中に福岡新卒ハローワークまたは福岡県留学生サポートセンターに登録し、同機関が主催する留学生面談会、留学生合同企業説明会等に参加していること。

○推薦状の発行希望者は、卒業までに推薦状発行申請を行うこと。個人的な事情により申請延期を希望する者は、卒業年の 5 月末（9 月卒業の場合 11 月末）まで申請を延期することができるが、延期する場合は期限を遵守する旨の誓約書を卒業までに提出すること。

○就職活動を継続するための在留資格の有効期間中は、就職が決まるまでの間、毎月 1 回本学を訪問し、CDC および学生課に就職活動の状況について報告を行うこと。また本学からの電話などでの連絡が取れる状況にしておくこと。

○6 ヶ月以内に就職することができなかった場合に備え、帰国のための手段（航空券）及び帰国費用が確保されていること。

すべての条件を満たすには、厳しい内容と思われるかもしれませんが、卒業後も就職活動を継続することにならないよう、在学中に早めにとり組みましょう！

(4) 卒業後に起業活動を行う場合

卒業後に日本で就職活動を継続する場合と同様、大学の推薦状が必要であり、在学中に本学 CDC との面談を受けた上で進路(登録)カードを提出し、4年生の年度初め(4月)までに、日本での起業の意思表示を明確にする必要があります。また大学の推薦を受けるには、様々な厳しい条件があるため、詳しくは CDC に相談してください。

上記の他、出入国在留管理庁ホームページを参照してください。

◆出入国在留管理庁「本邦の大学等を卒業して起業活動を行うことを希望する方」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities13_1.html

(5) 日本の大学院に進学する場合

現在保有している、在留資格「留学」の有効期限が切れる前に、出入国在留管理局へ行き、在留期間の更新を行ってください。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁「在留期間更新許可申請」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>

※本学発行の成績証明書および卒業証明書(または卒業見込み証明書)が必要です。

(6) 9月卒業者などが、在学中または卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合

在学中に就職先が内定した方や、卒業後の継続就職活動中に就職先が内定した方が、企業に採用されるまでの間日本に滞在することを希望する場合、一定の要件を満たせば、採用時期までの滞在を目的とした「特定活動」の在留資格への変更が認められ、日本に継続して滞在することが可能です。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁「大学等の在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在をご希望のみなさまへ」

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00013.html



上記には、手続き及び必要書類、対象及び要件(内定後1年以内であって、かつ卒業後1年6か月以内に採用されること等)、及びこの間の資格外活動(アルバイト)について掲載されています。

2. 「FUKUOKA IS OPEN センター」をご存じですか？

県や国等の外国人材に係る専門機関が連携し、在留外国人の方の就労・労働、住宅など生活における困りごとや在留資格等に関する相談を多言語で受け付けています。みなさんが生活の中で困っていること、分からないことを母国語で相談できます。相談料は無料です。相談者の個人情報厳守します。匿名での相談もできます。

◆FUKUOKA IS OPEN センター 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡 3F

<https://www.fisop.net/fisopcenterabout?lang=ja>

地方に留学、就職は東京

福岡など地方で学んだ外国人留学生が卒業後、東京や大阪の大都市で就職する傾向が目立っている。英語が分かる社内人材の不足など、外国人従業員が働く環境が整っていない地方の企業が多いことが一因とみられる。全国の留学生が国内企業に就職する割合は国の目標を上回るペースで高まっており、2022年には初めて5割を超えた。地域で学び、地域の将来を支える貴重な人材に、いかにして定着してもらうかが課題となっている。

外国人材 九州は半数“流出”

「何だか、もったいないです」。今春から福岡市の不動産会社で働くインド出身の元留学生、パンジョウバム・ナオヒさん（28）は寂しそうに話す。

6年前に来日して以来、同郷の学友14人と共に福岡県内で過ごしてきた。卒業後、福岡に残ったのは6人。多くが九州外のホテルなどへ就職した。住み慣れた福岡で働きたいと思っている友人が大半だった。就職説明会では首都圏の企業が目立ち、地場企業の選択肢が少なかったという。

日本学生支援機構などの統計によると、福岡県内に在住する外国人留学生は22年までの5年間で、全国の6・5％程度で推移。これに対し、同時期に福岡県内の企業に入った学生の割合は、国内で就職した全留学生の3・5％前後にとどまる。卒業後に半数弱が県外に流出してい

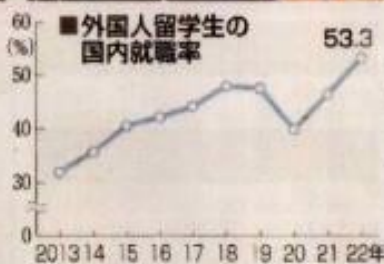
受け皿なく都市志向



ることがうかがえ、九州全体で見ても同様の傾向がある。逆に東京や大阪では留学生の割合より就職者の割合の方が高く、地方で学んだ卒業生の就職先となっているとみられる。

新移民時代

▲
福岡市であった外国人留学生向けの合同企業説明会。参加者は真剣な表情で耳を傾けた。＝11月下旬、福岡市中央区



こうした状況を踏まえ、福岡

地方の学生が都市部で就職するケースが目立つのは日本人でも同様だが、留学生の流出よりは少ない。「就職みらい研究所」の調査によると、九州で学ぶ日本人の学生は75％が地元で就職しているという。

経済産業研究所が20年に公表した九州の留学生に関する調査では、九州外での就職を希望する理由で最も多かったのは（九州内には）外国人を採用する企業が少なく（40％）だった。回答者の約3割が、社内で英語を使える企業が少なくことも挙げた。

県は10月、外国人の就職や生活の相談に関係機関が連携して応じる「FUKUOKA IS OPENセンター」を開設。留学生や外国人の採用を検討している企業などから、毎月100件を超える相談が寄せられているという。新たな採用企業の掘り起こしも狙い、福岡市で留学生向けの合同企業説明会も開催。医療や警備、食品製造などの企業が参加し、11月下旬の説明会には約240人の留学生が集まった。

同機構によると、23年時点の全国の外国人留学生は27万9千人で、うち2万6千人が九州に在住。10年に26・9％だった留学生の国内就職率は倍増し、22年には53・3％となった。翌23年、政府は「25年度末までに50％」としていた目標を「33年までに60％へ上方修正している。山形県や岐阜県が留学生に県内の企業を回って担当者や意見交換してもらうバスツアーを開催するなど、地元での就職の後押しを図る動きは九州外の自治体でも広がっている。福岡県国際政策課の安森二課長は「留学生はどの地域にとっても、将来的に地元を支えてくれることを期待できる存在。留学先だけでなく、就職し、定住する場所としても選ばれる地域を目指したい」と話した。（長田健彦）

上記の記事より、東京や大阪などの大都市のほうが就職の受け皿が大きい事が伺えます。住み慣れた土地から離れるのは勇気がある事ですが、内定獲得のため視野を広げての就職活動は有効かもしれません。福岡や地方での就職を目指す皆さんは、活用できる施設をフルに活用して情報収集に努めましょう！

3. その他

- ◆警察庁 日本国内ではオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪です。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.pdf>

- ◆家畜の伝染性疾患の侵入を防止するために ～海外へ旅行される方へのお願い～

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

【動物検疫所ウェブサイト】

- ◆よくあるご質問（海外からの持込み編） <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>
- ◆植物にも検疫が必要です（旅行者 携行品） <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>
- ◆海外から野菜や果物を持ち込む際の規制 <https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>



警察庁・消費者庁



農林水産省 植物防疫所

